

おもちゃの健康リスクと安全管理の必要性

戸次 加奈江

国立保健医療科学院 生活環境研究部

近年、子供の成長や健康影響に対する化学物質のばく露による影響が着目されており、世界保健機関（WHO）は、2008年に「子どもは小さな大人ではない」というスローガンを掲げ、子どもの環境保健の推進を促しています¹⁾。現在、そして将来の子どもたちが健やかに成長し、発達し、遊び、学ぶためには健全な環境が必要であり、子どもたちを有害な環境から守ることが、大人たちの使命であると訴えています。

しかしながら、多くの化学物質を原材料とするプラスチック製の生活用品が溢れる世の中において、特に、感受性の高い乳幼児期の子どもがおもちゃを口に入れるマウシング行動は、化学物質を口から特異的に摂取するばく露経路にもなるため、乳幼児の健康リスクを考える上で軽視できないものです。2007年にリコールの対象とされた中国製の「きかんしゃトーマス」には、塗料に許容量を超える鉛が含まれていたことを米国消費者製品安全委員会が指摘し、自主回収に至りました²⁾。この様な化学物質を要因とする事故や健康影響は、ばく露を受けた後、発症までに長期の時間がかかることや、おもちゃとの明確な因果関係が認定されにくいことから、多数の人を対象とした長期的な疫学調査などの実施も必要とされています。

また、おもちゃだけでなく、身の回りの生活用品や廃材を使った手作りの工作で使用されるビニールテープや食品トレーなどは、おもちゃでは規制の対象とされているフタル酸エステル類が原材料として使用されているものもあり、さらに、規制された成分以外にも、有害性が未知の代替成分が多数使われていることも、近年の研究から明らかにされています³⁾。そのため、おもちゃだけでなく、身の回りの生活用品も含めて、材質に配慮した製品を選ぶ必要があると言えるでしょう。我が国では、厚生労働省が所管する「食品衛生法」により、おもちゃの安全管理のための規制が設けられていますが、おもちゃの安全性に対する国民の意識はさほど高くない状況にあり、幼稚園や保育園、病院、親子が集まるイベント等を通じて、知識の啓発が必要と考えられます。さらに、おもちゃに関する危険性については、化学物質を摂取することだけではなく、小さな部品等の誤飲や乾電池の破裂・爆発事故など、物理的因子を要因とするものも多いため⁴⁾、おもちゃの取り扱いに関するリスクを回避するためにも、保護者の方には、具体的なおもちゃにまつわる事故事例を幅広く知って頂くことや、日頃の取り扱いを注意頂くことで、おもちゃによる事故の発生予防に繋がっていくことを願っています。

[参考文献]

- 1) World Health Organization. (2019).
<https://apps.who.int/iris/handle/10665/330296>
- 2) Consumer Product Safety Commission. RC2 Corp.
<https://www.cpsc.gov/Recalls/2007/rc2-corp-recalls-additional-thomas-friends-wooden-railway-toys-due-to-violation-of-lead>
- 3) 戸次加奈江. 令和4年度厚生労働科学研究費補助金食品の安全確保推進研究事業「乳幼児期の玩具使用における健康被害防止に向けた有害性化合物の曝露評価に関する研究」令和4年度総合研究報告書. 2023.3.
- 4) 消費者庁. 事故情報データベースシステム.
https://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer_safety/child/project_006/

(右側パンフレット→) 令和5年3月発行. 戸次加奈江, 湯川慶子. 厚生労働科学研究費補助金により作成。

